

令和8年度 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金  
**業務改善助成金 交付申請時 の提出書類チェックリスト**

**提出期限：令和8年9月1日～地域別最低賃金発効日の前日又は令和8年11月30日のいずれか早い日**  
**(事業完了期限：令和9年1月31日)**

国の予算に制約されるため、交付申請時の審査に通常より時間がかかる場合があります。

注意！ 下記のチェックリストにある書類がすべて揃っていないと受理できません。  
 またそれ以外にも追加で資料を求めることがあります。

番号	書類名	求めるもの
1	<input type="checkbox"/> 交付申請書(様式第1号)	<代理人が申請する場合> <input type="checkbox"/> 代理人の記名がある。
2	<input type="checkbox"/> 国庫補助金所要額調書(別紙1)	
3	<input type="checkbox"/> 事業実施計画書(別紙2)	<input type="checkbox"/> 3(1) アの常時使用する労働者には賃金を引き上げる労働者だけでなく、労働者全員分を記載してください。 <input type="checkbox"/> 3(2) 事業計画の内容は <b>現状</b> と、取り組み後に <b>予想される効果</b> の詳細を、 <u>数字を用いる等にて<b>具体的</b></u> に記載してください。
4	<input type="checkbox"/> 助成対象経費の見積書の写し	<input type="checkbox"/> 審査期間中(交付申請受理後おおむね3か月) <b>有効</b> である。 <input type="checkbox"/> 見積業者が申請事業主、申請代理人、親会社、グループ企業、同一事業主、自社社員の経営する会社等でない。
5	<input type="checkbox"/> 相見積書の写し	<input type="checkbox"/> 審査期間中(交付申請受理後おおむね3か月) <b>有効</b> である。 <input type="checkbox"/> 同一条件による相見積が必要。 (税抜10万円未満は不要。) <フランチャイズ契約をされている場合> <input type="checkbox"/> 指定業者以外から購入できることがわかるフランチャイズ契約書等。 <中古機械設備等を購入する場合> <input type="checkbox"/> 3者以上の古物商の許可を得ている業者からの相見積書。 <相見積書を知的財産権等により提出できない場合> <input type="checkbox"/> 特許(登録)証等の客観的に販売元が限られていることがわかる資料。
6	<input type="checkbox"/> 取組内容が確認できる資料	<input type="checkbox"/> 導入する機器のパフレット等。 <input type="checkbox"/> 造作、工事等のレイアウト図、現状の写真等。 <input type="checkbox"/> 研修、コンサルティングの実施内容、時間数等の確認できる資料。 <input type="checkbox"/> システム・ソフトウェアの場合、マニュアル、仕様書等機能のわかるものを提出してください。

7	<p>賃金引き上げ前の申請</p> <p><input type="checkbox"/> 申請前6月分の賃金台帳の写し</p>	<p><input type="checkbox"/> 賃金台帳は必ず<b>労働日数、労働時間、残業時間</b>等の法定記載事項が記載してあるものを提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> コース額未満の引上げ者も含む。(引上げ前の時間給が、引上げ後の事業場内最低賃金に満たない労働者全員分)</p> <p>※別途、勤務表、シフト表、タイムカード等の提出をお願いします。</p> <p>〈月給制の労働者〉</p> <p><input type="checkbox"/> 時間当たりの賃金額計算書。</p> <p><input type="checkbox"/> 年間所定休日カレンダー。</p>
8	<p><input type="checkbox"/> 労働条件通知書の写し</p>	